

<現行料金>

アートプラザ使用料金(令和8年3月31日予約分まで)

1、1日貸部屋 使用料金(単位:円、消費税を含む)

部屋名	1日につき	冷暖房/1日
アートホール	9,950	3,980
ギャラリーA	5,500	2,200
ギャラリーB	2,350	940

2、時間貸部屋 使用料金(単位:円、消費税を含む)

部屋名	1時間につき	冷暖房/1時間
アートホール	1,200	480
研修室	720	280
実技室	220	80

<<使用料算定根拠>>

○アートプラザ条例第3条(別表)

(注1) 使用時間に1時間未満の端数があるとき、
又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

(注2) 冷暖房期間中は算出した使用料の4割に相当する額
(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算する。

※4月、5月、10月、11月は冷暖房費が付かない月です。(使用料のみ)

(1) アートプラザ使用許可申請書(様式第1号)は、使用する日の6ヶ月前から受付ける。
ただし文化芸術活動での使用に限る。

※芸術文化活動以外の使用では、使用する日の3ヶ月前から受付ける。

(2) アートプラザ使用許可申請書によるその使用を許可したときは、
アートプラザ使用許可書(様式第3号)を申請のあった日から
10日以内当該申請者に交付する。

(3) 連続して使用できる期間は、市民ギャラリー、アートホールは15日、
研修室、実技室は3日とする。

(4) 芸術文化活動の利用で5日以上連続して使用する際は、
使用する日の1年前から受付ける。

<新料金>

アートプラザ使用料金(令和8年4月1日予約分から)

1、1日貸部屋 使用料金(単位:円、消費税を含む)

部屋名	1日につき
アートホール	17,080
ギャラリーA	9,440
ギャラリーB	4,080

2、時間貸部屋 使用料金(単位:円、消費税を含む)

部屋名	1時間につき
アートホール	2,130
研修室	550
実技室	460

<<使用料算定根拠>>

○アートプラザ条例第3条(別表)

(注1) 使用時間に1時間未満の端数があるとき、
又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

(1) アートプラザ使用許可申請書(様式第1号)は、使用する日の6ヶ月前から受付ける。
ただし文化芸術活動での使用に限る。

※芸術文化活動以外の使用では、使用する日の3ヶ月前から受付ける。

(2) アートプラザ使用許可申請書によるその使用を許可したときは、
アートプラザ使用許可書(様式第3号)を申請のあった日から
10日以内当該申請者に交付する。

(3) 連続して使用できる期間は、市民ギャラリー、アートホールは15日、
研修室、実技室は3日とする。

(4) 芸術文化活動の利用で5日以上連続して使用する際は、
使用する日の1年前から受付ける。